

安全データシート

作成 1998年08月04日

改訂 2018年08月10日

1. 製品及び会社情報

製品名	: ISOPLANT
製品コード	: 310-02733, 314-02731
Kit の構成	①Solution I ②Solution II ③Solution III ④TE(pH8.0) ⑤RNase A
会社名	: 株式会社ニッポンジーン
住所	: 富山県富山市間屋町 2-7-18
電話番号	: 076-451-6548
FAX 番号	: 076-451-6547

2. 危険有害性の要約

①Solution I (ドデシル硫酸ナトリウム)について記載

GHS 分類	: 眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	: 区分 2A
	特定標的臓器毒性・単回ばく露	: 区分 2 (中枢神経系)
	水生環境急性有害性	: 区分 3

GHS ラベル要素
注意喚起語

警告

危険有害性情報	: H319 強い眼刺激 H371 中枢神経系の障害のおそれ H402 水生生物に有害
注意書き 【安全対策】	P260 粉塵またはミスト、蒸気、スプレアの吸入しないこと。 P264 取扱い後はよく手を洗うこと。 P270 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。 P280 保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。 P273 環境への放出を避けること。
【応急措置】	P309+P311 暴露又は暴露の懸念がある場合：医師に連絡すること。 P337+P313 眼の刺激が続く場合、医師の診断、手当てを受けること。 P305+P351+P338 眼に入った場合：水で数分間、注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを容易に外せる場合には外して洗うこと。その後も洗浄を続けること。
【保管】	P405 施錠して保管すること。
【廃棄】	P501 内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

②Solution II (塩化ベンジル)について記載

GHS 分類	: 引火性液体	: 区分 4
	急性毒性(経口)	: 区分 4
	急性毒性(吸入)	: 区分 1
	皮膚腐食性・刺激性	: 区分 1A
	眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	: 区分 1
	皮膚感作性	: 区分 1
	発がん性	: 区分 2
	特定標的臓器毒性・単回ばく露	: 区分 1 (呼吸器系、神経系)
	特定標的臓器毒性・反復ばく露	: 区分 1 (肝臓、呼吸器系、神経系)
		: 区分 2 (心臓)
	水生環境急性有害性	: 区分 1

GHS ラベル要素
注意喚起語



危険

危険有害性情報

- : H227 可燃性液体
- H302 飲み込むと有害(経口)
- H330 吸入すると生命に危険(蒸気)
- H314 重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷
- H318 重篤な眼の損傷
- H317 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
- H351 発がんのおそれの疑い
- H370 神経系、呼吸器系の障害
- H372 長期にわたる又は、反復ばく露による肝臓、神経系、呼吸器系の障害
- H373 長期にわたる又は、反復ばく露による心臓、肝臓、甲状腺の障害のおそれ
- H400 水生生物に非常に強い毒性

注意書き 【安全対策】

- P201 使用前に取扱説明書を入手すること。
- P202 すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。
- P210 裸炎及び高温のものから遠ざけること。-禁煙-
- P260 ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
- P264 取扱い後は顔や手など、ばく露した皮膚を洗うこと。
- P270 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
- P271 屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。
- P272 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
- P273 環境への放出を避けること。
- P280 適切な保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。
- P281 指定された個人用保護具を使用すること。
- P284 呼吸用保護具を着用すること。

【応急措置】

- P310 吸入した場合、皮膚又は毛に付着した場合、眼に入った場合、飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。
- P363 汚染された衣類を再使用する前に洗濯すること。
- P391 漏出物は回収すること。
- P302+P352 皮膚についた場合は、多量の水と石鹸で洗うこと。
- P304+P340 吸入した場合：被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- P307+P311 ばく露した場合は、医師に連絡すること。
- P308+P313 ばく露又はその懸念がある場合、医師の診断/手当を受けること。
- P333+P313 皮膚刺激又は発疹が生じた場合は、医師の診断/手当を受けること。
- P370+P378 火災の場合には、適切な消火方法をとること。
- P301+P330+P331 飲み込んだ場合、口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。
- P303+P361+P353 皮膚(又は髪)にかかった場合、直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぎ又は取り除くこと。皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。
- P305+P351+P338 眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

【保管】

- P405 施錠して保管すること。
- P403+P233 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。

【廃棄】

- P501 内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務を委託すること。

③Solution III(酢酸ナトリウム)について記載

GHS 分類 : 眼に対する重篤な損傷・眼刺激性 : 区分 2B

注意喚起語 : 警告

危険有害性情報 : H320 眼刺激を起こす

注意書き 【安全対策】 P264 取扱い後はよく手を洗うこと。

【応急措置】 P337+P313 眼の刺激が続く場合は、医師の診断、手当てを受けること。

P305+P351+P338 眼に入った場合：水で数分間、注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを容易に外せる場合には外して洗うこと。その後も洗浄を続けること。

上記で記載がない危険有害性は分類対象外または分類できない。

3. 組成、成分情報

①Solution I

化学物質・混合物区別	混合物
化学名または一般名	ドデシル硫酸ナトリウム
濃度	≤2%(w/v)
化学特性(化学式)	C ₁₂ H ₂₅ O ₄ Na
CAS 番号	151-21-3
危険有害成分	ドデシル硫酸ナトリウム

②Solution II

化学物質・混合物区別	化学物質
化学名または一般名	塩化ベンジル
化学特性(化学式)	C ₇ H ₇ Cl
CAS 番号	100-44-7
危険有害成分	塩化ベンジル

③Solution III

化学物質・混合物区別	混合物
化学名又は一般名	酢酸ナトリウム 3水和物
濃度	3M ≒40.8%(w/v)
化学特性(化学式)	C ₂ H ₉ NaO ₅
CAS 番号	6131-90-4
危険有害成分	酢酸ナトリウム

④TE(pH8.0)

化学物質・混合物区別	混合物	
化学名または一般名	Tris-HCl (pH8.0)	EDTA
濃度	10mM	1mM
化学特性(化学式)	データなし	データなし
CAS 番号	特定されていない	特定されていない
危険有害成分	特になし	特になし

⑤RNase A

化学物質・混合物区別	混合物
化学名または一般名	RNase A
濃度	1mg/ml
化学特性(化学式)	データなし
CAS 番号	特定されていない
危険有害成分	特になし

4. 応急措置

吸入した場合	: 新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 気分が悪い時は、医師に連絡すること。 ②: 被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 直ちに医師の手当、診断を受けること。
皮膚に付着した場合	: 多量の水と石鹼で洗い流す。 炎症を生じた時は医師の診断、手当てを受けること。 ②: 直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぐこと、又は取り去ること。汚染された作業衣は作業場から出さないこと。汚染された衣類を再使用する前に洗濯すること。 皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。多量の水と石鹼で洗うこと。 直ちに医師の手当、診断を受けること。
目に入った場合	: 直ちに多量の水で15分以上洗い流す。 異常があれば、医師の診断、手当てを受けること。 ②: 水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 直ちに医師の手当、診断を受けること。
飲み込んだ場合	: 口をすすぐこと。気分が悪い時は、医師に連絡すること。 ②: 口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。直ちに医師の手当、診断を受けること。

 予想される急性症状及び遅発性症状

吸入	: ②: 灼熱感、咳、吐き気、頭痛、息切れ、めまい
皮膚	: ②: 発赤、痛み
眼	: ②: 催涙性、発赤、痛み、かすみ眼、重度の熱傷
経口摂取	: ②: 腹痛、下痢、嘔吐、灼熱感
最も重要な徴候症状	: ②: 蒸気もしくはエアロゾルを吸入すると肺水腫を引き起こすことがある。 中枢神経形に影響を与え、意識が喪失することがある。
応急措置をする者の保護	: ②: 救助者は、状況に応じた適切な保護具を着用する。
医師に対する特別な注意事項	: ②: ばく露の程度によっては、定期検診が必要である。肺水腫の症状は2～3時間経過するまで現われない場合が多く、安静を保たないと悪化する。したがって、安静と経過観察が不可欠である。

5. 火災時の措置

消火剤	: 粉末消火剤、泡消火剤、二酸化炭素、砂、霧状水 ②: 粉末消火剤、二酸化炭素、乾燥砂、耐アルコール性泡消火剤、AFFF（水性膜泡消火剤）
使ってはならない消火剤	: ②: 棒状注水、水噴霧
火災時の特有危険有害性	: 火災時に刺激性もしくは有害なガスが発生するため、消火の際には煙を吸い込まないように適切な保護具を着用する。 ②: 極めて燃え易く、熱、火花、火炎で容易に発火する。 消火後再び発火するおそれがある。 火災によって刺激性、腐食性又は毒性のガスを発生するおそれがある。
特有の消火方法	: 火元の燃焼源を断ち、適切な消火剤を使用して消火する。消火活動は、可能な限り風上から行う。消火のための放水等により、環境に影響を及ぼす物質が流出しないよう適切な処置をする。 ②: 危険でなければ火災区域から容器を移動する。 容器が熱に晒されているときは、移動させない。 安全に対処できるならば着火源を除去すること。
消火を行う者の保護	: 消火活動は風上から行い、有害なガスの吸入を避ける。状況に応じて呼吸保護具を着用する。 ②: 消火作業の際は、適切な空気呼吸器、化学用保護衣（耐熱性）を着用すること。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

	: 作業の際には適切な保護具を着用する。こぼれた場所は滑りやすいために注意する。 ②: 直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。 関係者以外の立ち入りを禁止する。 作業者は適切な保護具（「8. ばく露防止及び保護措置」の項を参照）を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。 密閉された場所に立入る前に換気する。
環境に対する注意事項	: 環境中に放出してはならない。
封じ込め及び浄化の方法・機材	: 漏出した液は、ウエス、雑巾で出来るだけ回収し、こぼした所を完全に拭きとる。 ②: 乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる非金属性の空容器に回収する。後で廃棄処理する。 危険でなければ漏れを止める。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策	: 「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
局所排気・全体換気	: 「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の局所排気・全体換気を行なう。
安全取扱注意事項	: 漏れ、溢れ、飛散などしないようにする。 使用後は容器を密閉する。 取扱い後は、手、顔等をよく洗い、うがいをする。 指定された場所以外では飲食、喫煙をしてはならない。 取扱い場所には関係者以外の立ち入りを禁止する。

	容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずる等の粗暴な扱いをしない。 適切な保護具を着用する。
	: ②: 消防法の規制に従うこと。 使用前に使用説明書を入手すること。 すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。 ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。 接触、吸入又は飲み込まないこと。 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。 屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。 取扱い後はよく手を洗うこと。
接触回避	: 「10. 安定性及び反応性」参照
保管	
適切な保管条件	: 2~10℃で保管する。 ②: 容器を密閉する。施錠して保管する。
技術的対策	: 混触危険物質から離して保管する。 消防法の規制に従うこと。
混触禁止物質	: 「10. 安定性及び反応性」参照
安全な容器包装材料	: ポリエチレン、ポリプロピレン ②: ガラス

8. 暴露防止及び保護措置

許容濃度	
ACGIH (TLV)	: ②: TWA 1ppm
日本産業衛生学会	: 設定されていない
設備対策	: ばく露を防止する為に、発生源を密閉し、局所排気装置を設置する。 ②: ばく露を防止する為に、発生源を密閉し、局所排気装置を設置する。 気中濃度を推奨された管理濃度・許容濃度以下に保つために、工程の密閉化、局所排気、その他の設備対策を使用する。 高熱工程でミストが発生するときは、空気汚染物質を管理濃度・許容濃度以下に保つために換気装置を設置する。 この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。
保護具	
呼吸器の保護具	: 保護マスク ②: 適切な呼吸器保護具 ばく露の可能性のある時は、送気マスク、空気呼吸器、又は酸素呼吸器を着用する。
手の保護具	: 保護手袋 ②: 適切な保護手袋 ニトリルゴム及び塩ビは適切な保護材料ではない。ネオプレンが推奨される。
眼の保護具	: 保護眼鏡 ②: 適切な保護眼鏡。化学飛沫用のゴーグル及び適切な顔面保護具を着用すること。
皮膚及び身体の保護具	: 長袖作業衣 ②: 適切な保護衣、顔面用の保護具、保護靴 一切の接触を防止するにはネオプレン製の、手袋、エプロン、ブーツ、又は全体スーツ等の不浸透性の防具を適宜着用すること。

9. 物理的及び化学的性質

外観(物理的状態、形状、色)	: 無色透明な液体	②: 無色~わずかにうすい黄色、澄明な液体
臭い	: 無臭	②: 刺激臭(催涙性) ③: 酢酸臭
pH	: データなし	③: 5.2 ④: 8.0
融点・凝固点	: データなし	②: -43℃
沸点 初留点 及び沸騰範囲	: データなし	②: 179℃
引火点	: データなし	②: 68℃(密閉式)
燃焼又は爆発範囲(上限・下限)	: データなし	②: 1.1~14.0vol%(空気中)
蒸気圧	: データなし	②: 120kPa(20℃)
比重(相対密度)	: データなし	②: 1.103(20/20℃)
溶解度	: 水に混和する	
	: ②: 水に微溶(525mg/L 水, 25℃)、アルコール、クロロホルム、エーテル: 混和する	
n-オクタノール/水分配係数	: データなし	②: log P = 2.3

自然発火温度	: データなし	②:585°C
分解温度	: データなし	

10. 安定性及び反応性

反応性	: データなし
化学的安定性	: 法規制に従った保管及び取扱においては安定と考えられる
危険有害反応可能性	: ②: ニッケル、鉛を除くすべての一般金属の影響下で重合して、腐食性のヒューム(塩化水素)を放出し、火災または爆発の危険を伴う。 燃焼すると有毒で腐食性のヒューム(塩化水素)を生成する。 強力な酸化剤と激しく反応する。 水の存在下で多くの金属を侵す。 67°C以上では、蒸気/空気の爆発性混合気体を生じることがある。
避けるべき条件	: 日光、熱 ②:水、加熱
混触危険物質	: ②:酸化剤
危険有害な分解生成物	: 一酸化炭素、二酸化炭素 ②: 燃焼により、一酸化炭素、二酸化炭素、塩化水素などを生成する。鉄の存在下で加熱により、ホスゲンを生じる。

11. 有害性情報

①Solution I (ドデシル硫酸ナトリウム)について記載

急性毒性	: 経口 ラット LD ₅₀ =1200mg/kg 含有量 ≤2% LD ₅₀ >5000mg/kg 区分外 : 経皮 ウサギ LD ₅₀ =200 mg/kg 含有量 ≤2% LD ₅₀ >5000mg/kg 区分外 : 吸入 データなし
皮膚腐食性・刺激性	: ウサギ 皮膚刺激性試験 (OECD TG 404) 「highly irritating:区分2」 含有量 ≤2% 区分外
眼に対する重篤な損傷・刺激性	: ウサギ 眼刺激性試験 (OECD TG405) 「非可逆的な症状の観察より区分1」 含有量 ≤2% 区分2A
呼吸器感受性又は皮膚感受性	: 呼吸器感受性 : データなし : 皮膚感受性 : モルモット Maximization 試験 : 陰性 区分外
生殖細胞変異原性	: 生殖細胞 in vivo 変異原性試験 小核試験 : 陰性 区分外
発がん性	: データなし
生殖毒性	: ヒトの生殖影響に関する情報はない。 区分外
特定標的臓器毒性・単回ばく露	: ラット 経口投与試験 下痢、自発運動低下、努力呼吸、呼吸数減少、昏睡 ウサギ 経皮適用試験 振戦、強直間代性痙攣、呼吸困難が認められた。 区分1 含有量 ≤2% 区分2 (中枢神経系)
特定標的臓器毒性・反復ばく露	: ラット 混餌投与試験において、ALT 及びアルカリホスファターゼ活性の増加、肝臓及び左側腎臓の重量増加がみられ、肝臓では肝細胞のわずかな肥大、分裂細胞の増加がみとめられた。区分2 (肝臓) 含有量 ≤2% 区分外
吸引性呼吸器有害性	: データなし

②Solution II (塩化ベンジル)について記載

急性毒性	: 経口 ラット LD ₅₀ =440mg/kg 区分4 : 経皮 モルモット LDLo=10mL/kg(11000mg/kg) 区分外 : 吸入(蒸気) ラット LC ₅₀ =0.52mg/L/4h (100ppmV) 区分1
皮膚腐食性・刺激性	: ウサギ 皮膚刺激性試験 「重度の紅斑・浮腫に引き続く壊死」 区分1A
眼に対する重篤な損傷・刺激性	: 「本物質は眼に対して腐食性を示し、蒸気は眼、皮膚、気道を刺激する」 区分1
呼吸器感受性又は皮膚感受性	: データなし
生殖細胞変異原性	: マウス 経口投与、腹腔内投与、小核試験 : 陰性 区分外
発がん性	: ACGIH : A3、EPA : B2 区分2
生殖毒性	: データなし
特定標的臓器毒性・単回ばく露	: ヒト: 粘膜に対する刺激性が極めて強く、蒸気は気道を刺激し、多量の摂取により肺水腫、四肢麻痺、意識喪失などを生じ、死亡することもある。 区分1 (呼吸器、神経系)
特定標的臓器毒性・反復ばく露	: ヒトで 10mg/m ³ 以上の定期的なばく露により脱力感、疲労感、頭痛、食欲不振、不眠を訴え、血清ビリルビンの高値を伴う肝機能障害を示し、さらに震戦のような神経症状も観られた。 反復吸入ばく露によりマウスでは重度の呼吸上皮及び嗅上皮傷害、ラットでは呼吸

障害、モルモットでは慢性の肺水腫及び出血が認められた。

区分 1 (肝臓、神経系、呼吸器系)

ラットでの反復経口ばく露により、心筋の壊死、心筋の過形成及び限局性壊死の発生率の増加が認められた。

区分 2 (心臓)

吸引性呼吸器有害性 : データなし

③Solution III (酢酸ナトリウム) について記載

急性毒性	: 経口 ラット	LD ₅₀ =3530mg/kg	区分外
	: 経皮 ウサギ	LD ₅₀ >10,000mg/kg	区分外
	: 吸入 ラット	LC ₅₀ >30000mg/m ³ /1h	区分外
皮膚腐食性・刺激性	: ウサギ	軽度の皮膚刺激	区分外
眼に対する重篤な損傷・刺激性	: ウサギ	軽度の眼刺激	区分 2B
呼吸器感受性又は皮膚感受性	: データなし		
生殖細胞変異原性	: データなし		
発がん性	: データなし		
生殖毒性	: データなし		
特定標的臓器毒性・単回ばく露	: データなし		
特定標的臓器毒性・反復ばく露	: データなし		
吸引性呼吸器有害性	: データなし		

12. 環境影響情報

①Solution I (ドデシル硫酸ナトリウム) について記載

生態毒性	: 甲殻類(アカルチア)	EC ₅₀ /LC ₅₀ =0.12mg/L /96H	
	含有量 ≤2%	水生環境急性有害性	区分 3
残留性・分解性	: 急速分解性が有り (BOD 分解度=85.0%、TOC 分解度=99.3%)		
生体蓄積性	: 甲殻類 (ネコゼミジンコ) NOEC = 0.88 mg/L	水生環境慢性有害性	区分外
土壤中の移動性	: データなし		
オゾン層への有害性	: データなし		
その他の有害影響	: データなし		

②Solution II (塩化ベンジル) について記載

生態毒性	: 甲殻類 (クルマエビ属) LC ₅₀ =0.14mg/L	水生環境急性有害性	区分 1
残留性・分解性	: 急速分解性があり (BOD による分解度: 70.9%)		
生体蓄積性	: 生物蓄積性が低い (log Kow=2.3)	急速分解性があり生物蓄積性が低いと推測されることから、水生環境慢性有害性は区分外とした。	
土壤中の移動性	: データなし		
オゾン層への有害性	: データなし		
その他の有害影響	: データなし		

③Solution III (酢酸ナトリウム) について記載

生態毒性	: データなし
残留性・分解性	: データなし
生体蓄積性	: データなし
土壤中の移動性	: データなし
オゾン層への有害性	: データなし
その他の有害影響	: データなし

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物 : 焼却法: 可燃性溶剤と共に、スクラバー及びアフターバーナーを具備した焼却炉の火室へ噴霧して焼却する

②: 廃棄の前に、可能な限り無害化、安定化及び中和等の処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。

廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。
都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。

汚染容器及び包装 : 容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意

国連番号 : 1738
品名 : Benzyl chloride
国連分類 : クラス 6.1
容器等級 : PG II
海洋汚染物質 : 非該当
国際規制
陸上規制情報 : ADR/RID の規定に従う。
海上規制情報 : IMO の規定に従う。
航空規制情報 : ICAO/IATA の規定に従う。
国内規制
陸上規制情報 : 消防法の規定に従う。
海上規制情報 : 船舶安全法の規定に従う。
航空規制情報 : 航空法の規定に従う。
特別の安全対策 : 輸送の際には、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れないように積み込み荷崩れの防止を確実にする。
食品や飼料と一緒に輸送してはならない。
重量物を上積みしない。
移送時にイエローカードの保持が必要。
緊急時応急措置指針番号 : 156

15. 適用法令

ドデシル硫酸ナトリウムについて記載

消防法 : 非該当
毒物及び劇物取締法 : 非該当
労働安全衛生法 : 危険有害化学物質等 (規則第 24 条 14)
特定危険有害化学物質等 (規則第 24 条 15)
化学物質管理促進法 (化管法) : 第 1 種指定化学物質 No.275

塩化ベンジルについて記載

消防法 : 第 4 類引火性液体、第二石油類非水溶性液体(法第 2 条第 7 項危険物別表第 1)
毒物及び劇物取締法 : 毒物 (指定令第 1 条)(政令番号 : 6-8)
労働安全衛生法 : 名称等を表示すべき有害物 (法第 57 条) No.101
名称等を通知すべき有害物 (法第 57 条の 2) No.101
変異原性が認められた既存化学物質 (法第 57 条の 5) No.128
化学物質管理促進法 (化管法) : 第 1 種指定化学物質 No.398

酢酸ナトリウムとして記載

消防法 : 非該当
毒物及び劇物取締法 : 非該当
労働安全衛生法 : 危険有害化学物質 (規則第 24 条 14)
特定危険有害化学物質 (規則第 24 条 15)
化学物質管理促進法 : 非該当

16. その他の情報

引用 NITE 化学物質総合情報提供システム (NITE-CHRIP)
http://www.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop
原料試薬供給先から提供された SDS 等

-
- * 本データシートは試薬に関する一般的な取扱いを主に記載しており、試薬以外としての取扱い及び大量取扱いに関しては考慮されていない場合があります。また、現在での最新の情報を記載しておりますが、すべての情報を網羅しているものではありません。
 - * 新たな情報を入手した場合には追加又は訂正されることがあります。
 - * 記載されている値は安全な取扱いを確保するための参考情報であり、いかなる保証をなすものではありません。
 - * 特殊条件下で使用するとき、その場の使用環境に応じて安全対策を実施してください。